（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計画主体	熊谷市

熊谷市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　産業振興部農業政策課
所　　在　　地　熊谷市弥藤吾２４５０
電　話　番　号　０４８－５８８－９９８７
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０４８－５８８－１３２６
メールアドレス　nogyoseisaku@city.kumagaya.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、 ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、 カモ、カワウ、イノシシ、アナグマ
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	熊谷市

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
アライグマ	果樹、野菜など	１４ａ、６３６千円
ハクビシン	水稲、果樹、野菜など	１１ａ、５７５千円
タヌキ	水稲など	１ａ、１２千円
カラス	野菜など	９ａ、２４４千円
ドバト(カワラバト)	麦、豆類など	今後被害が懸念される
ヒヨドリ	野菜など	５ａ１５７千円
ムクドリ	野菜など	９ａ、３０４千円
スズメ	水稲、麦類など	１６ａ、１５１千円
カモ	水稲など	０.２ａ、４千円
カワウ	魚類など	今後被害が懸念される
イノシシ	麦類、いも類など	３０ａ、２４１千円
アナグマ	野菜、果樹など	今後被害が懸念される

（２）被害の傾向

野生鳥獣による農作物等への被害は、実態を把握することが困難ではあるが、特定の地域において集中的に発生していると考えられる。山林の多い江南地域を中心に、荒川の南側は特に被害の報告が多い。

耕作放棄地の増加とともに、空き家の発生等が野生鳥獣等の隠れ場所となり、年間を通じて被害の発生を招く結果となっている。

アライグマ・ハクビシンによる、スイートコーン等の被害が増加傾向にある。

また、イノシシの目撃情報も増加傾向にあり、麦類・いも類への被害が確認され、今後農作物への被害拡大が懸念されている。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和１０年度）
	被害面積・被害金額	被害面積・被害金額
アライグマ	１４ａ、６３６千円	１０ａ、４４５千円
ハクビシン	１１ａ、５７５千円	８ａ、４０３千円
タヌキ	１ａ、１２千円	０．７ａ、９千円
カラス	９ａ、２４４千円	６ａ、１７１千円
ヒヨドリ	５ａ、１５７千円	３．５ａ、１１０千円
ムクドリ	９ａ、３０４千円	６ａ、２１３千円
スズメ	１６ａ、１５１千円	１２ａ、１０６千円
カモ	０.２ａ、４千円	０．２ａ、３千円
イノシシ	３０ａ、２４１千円	２１ａ、１６９千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①箱わなの設置によるアライグマ等の捕獲	被害数、被害地域ともに拡大の傾向にあるため、箱わなおよび従事者の確保が必要である。
	②有害鳥駆除	実施日数が年間に２日間のため、効果が限定される。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置による被害防除	イノシシの被害があった地域（旧江南町の地域）において、電気柵の設置が進んでいるが、一部地域のみの普及となっている。
生息環境管理その他の取組	捕獲従事者養成研修への参加	ー

（５）今後の取組方針

① 被害防止対策の普及啓発

被害防止マニュアルの作成、研修会への参加、野生動物の生態、野生動物が出没する背景等を学習し、正しい知識を身につける。

② 集落環境点検の実施

集落環境点検を行い、被害状況、収穫残渣、放任果樹等、集落環境の状況等実態を把握し、地域全体で共通認識を持つ。

③ 地域に応じた適切かつ効果的な被害対策の実施

地域出荷団体等を中心に、正しい知識・集落環境点検の結果等を踏まえた、効果的な被害対策を地域全体で実施する。

特定外来生物に指定されているアライグマについては「埼玉県アライグマ防除実施計画」に、基づき、積極的に捕獲・調査を実施するとともに、生息域及び被害状況が類似するハクビシンその他獣類については、被害状況を鑑み、捕獲による駆除が妥当と判断され
た際に適宜捕獲を実施する。

鳥類については、対策を捕獲に限定せず、ネット等で作物を守るなどして被害の防止に努める。

イノシシについて、被害防除のため、電気柵などの普及促進に取り組む。

④ 広域連携による鳥獣被害防止対策の推進

関係機関および他県、他市町村と情報交換等をおこない連携して鳥獣被害防止を図る。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

アライグマの捕獲については、猟友会員を従事者として、通年箱わなを利用した捕獲を実施する。その他の獣類の捕獲については、被害状況を鑑み、捕獲による駆除が妥当と判断された際に適宜捕獲を実施する。

また、鳥類の駆除についても、猟友会員を従事者として、適切かつ効果的に捕獲を実施する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度	アライグマ ハクビシン タヌキ カラス ドバト（カワラバト） ヒヨドリ ムクドリ スズメ カモ カワウ イノシシ アナグマ	箱わな等の設置 銃器による捕獲
令和９年度		箱わな等の設置 銃器による捕獲
令和１０年度		箱わな等の設置 銃器による捕獲

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、原則としては必要最小限の捕獲を実施する。 アライグマについては、外来生物法に基づく埼玉県アライグマ防除実施計画の捕獲計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
アライグマ	全　頭	全　頭	全　頭
ハクビシン	１５０頭	１５０頭	１５０頭
タヌキ	１５０頭	１５０頭	１５０頭
カラス	２００羽	２００羽	２００羽
ドバト（カワラバト）	１００羽	１００羽	１００羽
ヒヨドリ	１００羽	１００羽	１００羽
ムクドリ	１００羽	１００羽	１００羽
スズメ	１００羽	１００羽	１００羽
カモ	５０羽	５０羽	５０羽
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	５頭	５頭	５頭
アナグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容	
アライグマ ハクビシン、タヌキ、 イノシシ、アナグマ	・捕獲手段：箱わな ・捕獲実施予定時期：通年 ・捕獲予定場所：市全域
カラス、ドバト（カワラバト）、 ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、 カモ、カワウ	・捕獲手段：銃器による駆除、巣落とし ・捕獲実施予定時期：年２回 ・捕獲予定場所：被害が多い地域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
熊谷市全域	狩猟鳥獣、カワラバト（ドバト）、ニホンザル及びカルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
アライグマ ハクビシン タヌキ イノシシ アナグマ	被害に応じて防止柵の設置を検討する。	被害に応じて防止柵の設置を検討する。	被害に応じて防止柵の設置を検討する。
カラス ドバト（カワラバト） ヒヨドリ ムクドリ スズメ カモ カワウ	被害に応じて防護ネット等の設置を検討する。	被害に応じて防護ネット等の設置を検討する。	被害に応じて防護ネット等の設置を検討する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト（カワラバト）、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、カモ、カワウ、イノシシ、アナグマ	該当なし		

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

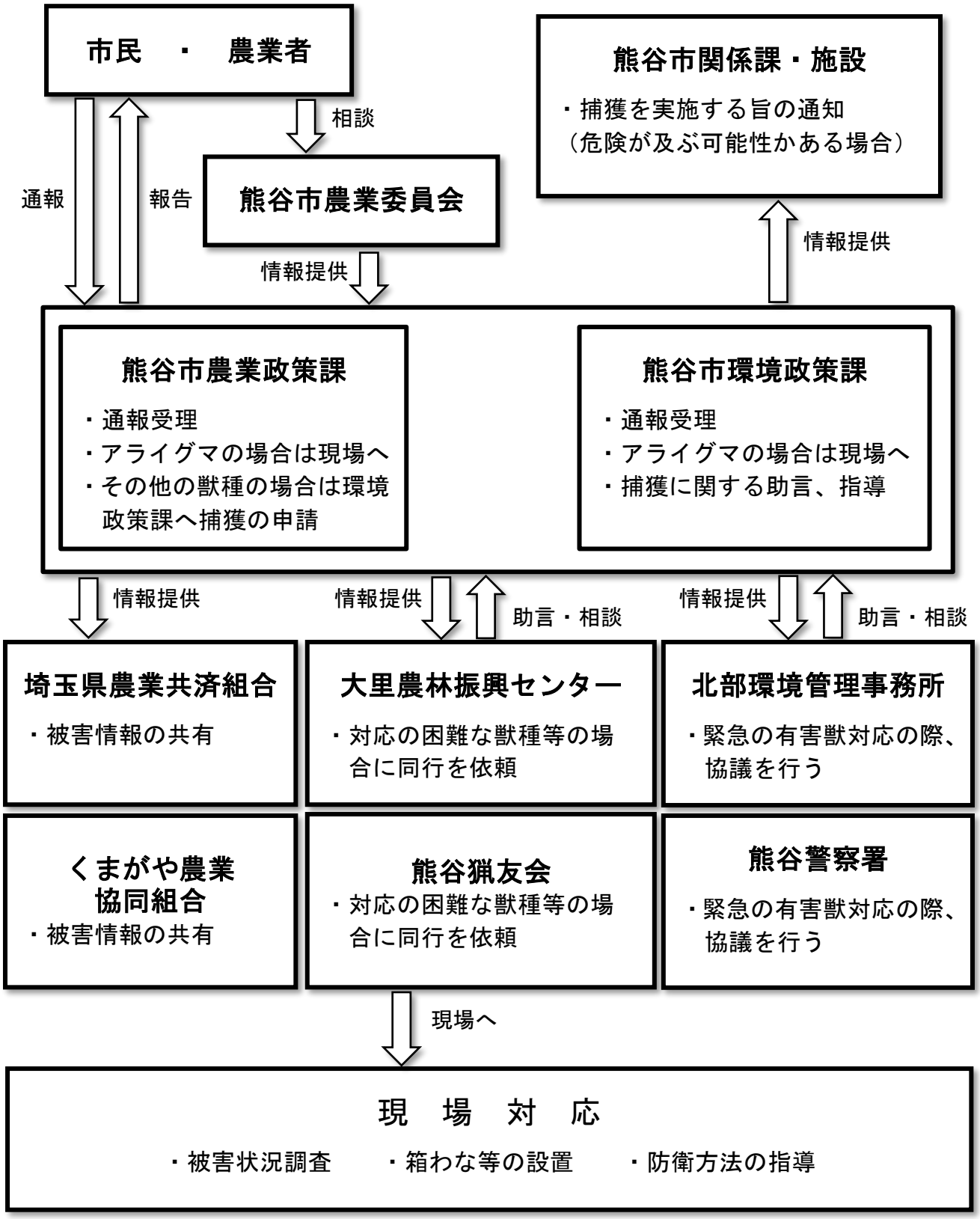
年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度～令和１０年度	アライグマ	捕獲従事者養成研修への参加
	イノシシ	イノシシ被害発生時における集落点検及び被害防止対策等の技術指導

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊谷市農業委員会	被害対策への協力、関連情報の提供
くまがや農業協同組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県農業共済組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県大里農林振興センター	被害対策技術の指導・助言
熊谷猟友会	対策協力
熊谷警察署	現場および周辺の安全確保・助言
埼玉県北部環境管理事務所	被害対策への協力、関連情報の提供
熊谷市環境政策課	捕獲の許可、被害対策への協力、関連情報の提供
熊谷市農業政策課	事務局

（２）緊急時の連絡体制


市民　・　農業者
相談
通報
報告
熊谷市農業委員会
情報提供
熊谷市関係課・施設
・捕獲を実施する旨の通知
（危険が及ぶ可能性かある場合）
情報提供
熊谷市農業政策課
・通報受理
・アライグマの場合は現場へ
・その他の獣種の場合は環境政策課へ捕獲の申請
熊谷市環境政策課
・通報受理
・アライグマの場合は現場へ
・捕獲に関する助言、指導
情報提供
情報提供
助言・相談
情報提供
助言・相談
埼玉県農業共済組合
・被害情報の共有
大里農林振興センター
・対応の困難な獣種等の場合に同行を依頼
北部環境管理事務所
・緊急の有害獣対応の際、協議を行う
くまがや農業協同組合
・被害情報の共有
熊谷猟友会
・対応の困難な獣種等の場合に同行を依頼
熊谷警察署
・緊急の有害獣対応の際、協議を行う
現場へ
現　場　対　応
・被害状況調査　・箱わな等の設置　・防衛方法の指導

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ、ハクビシン、タヌキに関しては、安楽死の後、焼却処分している。 鳥類に関しては、銃器による捕獲の後、焼却処分している

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

熊谷市鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割
熊谷市農業委員会	被害対策への協力、関連情報の提供
くまがや農業協同組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県農業共済組合	被害対策への協力、関連情報の提供
埼玉県大里農林振興センター	被害対策技術の指導・助言
熊谷猟友会	対策協力
熊谷市環境政策課	被害対策への協力、関連情報の提供
熊谷市農業政策課	事務局

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	被害対策技術の指導・助言

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

必要に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設立を検討する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が協力し主体的に鳥獣被害対策が取り組めるよう、正しい知識を得た上で地域協議会の設立等体制作りを推進する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣被害防止対策については、被害者である農家が主体となり地域全体で複合的に取り組むことが重要である。

被害防止の基本は、農地に鳥獣が近づけない環境を農家自身で作ることであり、行政等は技術の指導、情報の提供を行いながらそれを補助する。ただし、野生鳥獣の個体数は増加傾向にあるため、被害に応じて捕獲を行う必要がある。